

令和3年度東京都再犯防止推進協議会実務者会議（第1～2回）結果概要

<p>第1回 〔6月30日 開催〕</p>	<p>協議事項</p> <hr/> <p>「東京都再犯防止推進計画」 における重点課題</p>	<p>1 再犯防止に関する研修 会等について</p>	<p>2 保護司への支援について</p>
<p>第2回 〔8月10日 開催〕</p>	<p>協議事項</p> <hr/> <p>「東京都再犯防止推進計画」 における重点課題</p>	<p>1 区市町村との連携体制について</p> <hr/> <p>再犯防止のための連携体制の整備等</p>	

協議事項1 再犯防止に関する研修会等について

《研修会の位置付け》

都民安全推進本部は、再犯防止推進法に基づく地方公共団体の取組に関する所管局として、東京都における再犯防止の推進等に係る取組を促進するため、区市町村等の多様な主体の取組を支援するとともに、各分野の事業を有機的に連携させ、関係機関の結び目として機能。

1 庁内各局・関係機関・民間団体との連携促進

2 区市町村への情報提供、連絡調整、取組支援

3 民間支援機関、保護司等民間協力者の支援

4 広報・啓発活動

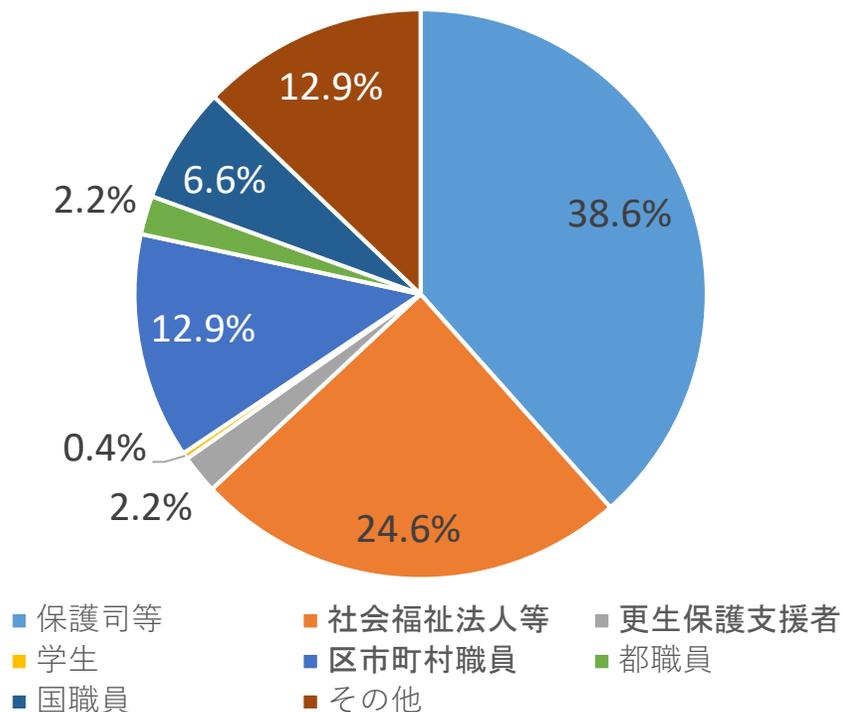
5 その他、国の再犯防止推進に関する取組への協力や再犯防止の推進等に資する取組

⇒ 民間支援機関等への支援、相互の連携強化として、再犯防止に関する研修会、非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成等を実施

令和2年度 再犯防止に関する研修会 実施結果

- ・ N P O 法人等の民間支援団体や、地域で活動する保護司、民生・児童委員等に対し、**再犯防止に関する知識の習得や支援者同士のネットワークの構築を図るための研修**を実施。
- ・ 協議会で出された意見を踏まえ、募集に当たっては関係団体等を通じ広く周知するとともに、プログラム作成にあたっては刑事司法手続きの流れなどの基本的な知識を押えるとともに、現場の取組や好事例を紹介できるよう工夫した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で実施し、施設見学については中止した。

令和2年度 再犯防止に関する研修会
(基礎編・応用編) 受講者



※受講者アンケート回答結果に基づく（回答者：272人）

○**参加人数** 計479人
(基礎編/応用編 (A~D))

- ※その他
- ・ 地域包括支援センター職員
 - ・ 教誨師
 - ・ キャリアコンサルタント 等

- 基礎編**
- ・ 刑事司法手続きの流れ
 - ・ 支援者の取組

- 応用編**
- ・ 薬物からの立ち直り支援
 - ・ 支援者の取組

民間支援機関、保護司等民間協力者の支援の強化に向けて

＜課題＞

- ・再犯防止の取組を推進するためには、新たな担い手の確保を進めるとともに、支援に関するノウハウや事例・取組など実践的な内容についても、情報発信を積極的に行っていく必要がある。
- ・支援者同士のネットワーク構築、連携体制をより一層強化する必要がある。



＜検討事項＞

【研修会の充実】

- ・再犯防止に関する取組に興味・関心がある方を広く募れるよう、広報・募集の方法を充実化
- ・グループワークやケーススタディ演習等、再犯防止に関する知識や考え方を深め、コミュニケーションを図ることができるようなプログラムを検討

【その他の施策】

- ・様々な現場における支援者の具体的な取組を幅広く紹介できるように工夫するとともに、インターネット等、様々な媒体を活用し情報提供
- ・犯罪お悩みなんでも相談等の相談事業で得られた知見の活用

協議事項 1	主な意見
<p>再犯防止に関する研修会等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者のネットワーク化を図るため、研修参加者それぞれが知り合う機会を提供することが望ましい。オンラインでのグループワークも有効な方法の一つ。または参加者が所属する機関のホームページ等を共有するといった方法もあると思う。 ・ 犯罪をした人への支援について既に興味を持っている方に参加してもらうことも大切だが、若年層を含め新たに興味を持つ方を増やすことに重点を置くべき。マスコミを研修会に呼ぶことも考えられる。

協議事項2 保護司への支援について

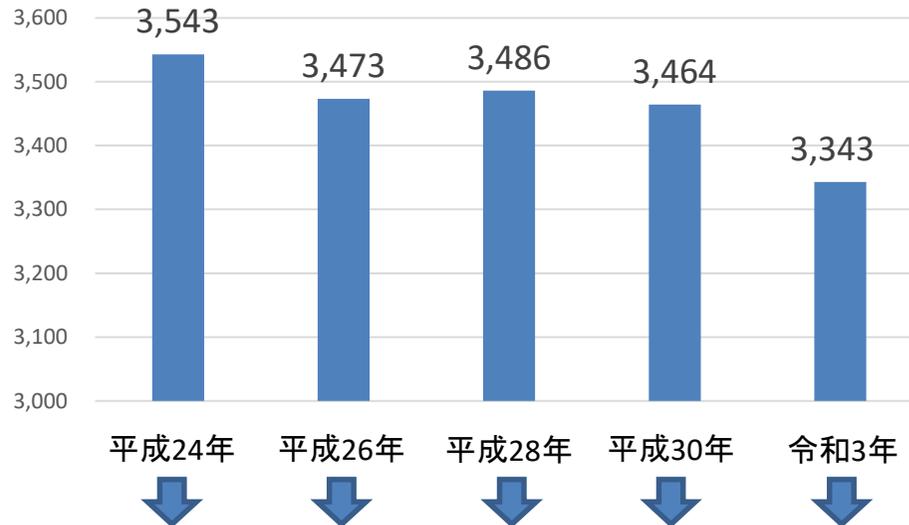
- 保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア
主な職務は、
 - ①保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること
 - ②刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること
 - ③犯罪を予防するために啓発活動を行うことなど
- 法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、任期は2年、ただし、再任は、原則76歳未満まで
- 給与は支給されず、職務に要した費用の全部又は一部が実費弁償金として支給
- 政治的行為の禁止又は制限に関する規定は適用されない
- 全国の保護司定数52,500人

保護司の状況(令和3年1月1日現在)

- 管内の保護司定数は4,375人(管内33保護区に配属)
- 保護司人員:3,343人(うち女性:1,122人)
- 充足率(保護司人員/保護司定数):76.4%(全国平均は89.1%(令和2年1月1日現在))
- 平均年齢:63.4歳(全国平均は65.1歳(令和2年1月1日現在))

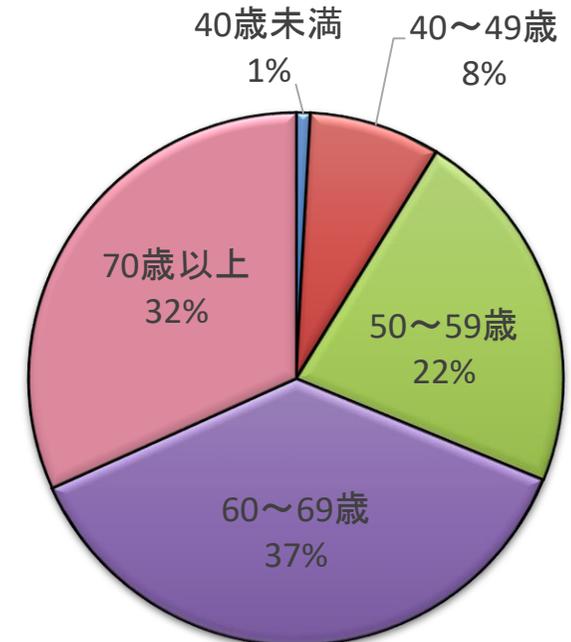
【保護司の人員の推移(各年1月1日現在)】

保護司定数4,375



充足率 (%)	81.0	79.4	79.7	79.2	76.4
女性人員 (人)	1,157	1,117	1,116	1,140	1,122

【保護司の年齢構成比(令和3年1月1日現在)】



1 担当保護司の複数指名

《課題》

特に必要と認めるときは、保護観察の長は、保護観察対象者等に対して複数の保護司を指名することができるが、複数指名の実績がある保護司は少ない

⇒経験の不足や、担当指名がないことが、保護司の不安材料や早期退任の理由

《支援》

担当保護司の複数指名の積極的な活用(令和3年6月1日から)

- 適当でない特段の事情がある場合を除き、原則として複数の保護司を指名
新任保護司(委嘱されて4年未満)、複数指名を希望する保護司など
- 各保護司の役割分担を明確化
家族担当と本人担当, 本人担当と関係機関担当で役割分担, 男女の保護司で協働
- 生活環境調整事件についても複数指名

2 保護観察対象者との面接場所の確保支援

《課題》

保護司の処遇活動や犯罪予防活動を行う拠点として、保護司会による更生保護サポートセンターの設置を推進し、保護司が自宅以外で面接できる環境を整備

⇒サポートセンターの面接利用は低調、設置場所や開所時間と保護司の面接がマッチしない

《支援》

サポートセンターのサテライトを設置、開所時間の見直し、一時的な面接場所の確保

- 都内33保護司会全てにサポートセンターを設置、更にサテライト設置を支援
- 多くのサポートセンターの開所時間は平日昼間、開所時間の見直しを検討
- 少数であるが、民間の施設を借用、借料が発生しているサポートセンターがある
- 一時的に面接場所に利用できる場所の確保を区市町村に依頼

3 報告書に係る情報技術の活用

《課題》

保護司が作成する報告書には、保護観察対象者等の個人情報や保護観察の経過など秘匿性が求められる

⇒情報セキュリティの懸念などから、パソコンを利用して作成する保護司は少ない
電子メールでの報告書の提出が認められておらず、多くの保護司は郵送

《支援》

ICT(情報通信技術)化の推進

- 保護司ホームページ(仮称)の開発・運用
報告書等の作成・提出, 資料の閲覧, 保護観察所等からの連絡などをウェブ上で行う
- 会議・協議会開催におけるICT化, 保護司研修でのICT化
- 東京都保護司会連合会ICT化推進担当保護司による「デジタル推進部」(仮称)設置構想

保護司組織・活動におけるICT化の現状

会議・協議会開催におけるICT化

Zoomを利用して観察所と各地区保護司会(サポートセンター等)を繋いでリモート方式で各種会合を開催。



やってみたら面白い！
便利だし、活用していけそう。

保護司研修でのICT化



コロナ禍で参集形式の研修を行えないため、テキストのほかパワーポイントのスライドに音声をつけた視聴覚教材(動画)を作成し、講義を自習出来るよう配慮した。

動画はYouTube法務省チャンネルに限定配信したほか、PC再生用とテレビ視聴用の2種類のDVDディスクを各地区保護司会へ送付。



主任官にリモート参加してもらうなど、地域事情に応じて工夫を凝らした自主研修が行われた。

東保連 ICT化推進担当保護司 募集



コロナ禍を背景に社会全体でICT化が加速し、更生保護の分野でも「ICT化の推進」が重点項目とされています。

東保連においても事務局を中心にICT化に取り組んでいくにあたり、より効率的で実効性のある推進を図るため、**機器の操作に詳しく、ICT化推進に資する保護司**を各地区保護司会から**1名(地区の事情により、複数名でも可)**選出いただきたく、よろしくをお願いします。

東保連 事務局業務でのICT化推進

- * 機器・通信環境の整備
- * 事務処理システムの構築
- * 保護局から届いたタブレットやWi-Fiルーターの管理



各地区・ブロックでのICT化推進

- * 現状把握と課題への対応
- * 地区・ブロックの実情に応じたテクニカルサポート

関係組織との連携

- * 更女会など関係組織がリモート会合を行う際のサポート等

- * 必要に応じて、◆◆区保護司会での「保護司専用ホームページ」の試行を支援

本年〇月〇日までに、①保護司会名、②氏名、③メールアドレス、④電話番号をメール連絡願います。

【連絡先】●●・▲▲

4 保護司候補者検討協議会等

《課題》

保護司の適任者確保のため、町内会関係者、地方自治体関係者、民生委員など幅広い分野からなる保護司候補者検討協議会の設置を促進

⇒保護司適任者確保について一定の効果があるが、充足率の低下に歯止めがかからない

《支援》

長引くコロナ禍であるが、小さな単位で検討協議会を開催し、適任者確保につなげる

- 東京都内の保護区は規模が大きく、検討協議会を開催しても適任者情報が得にくいいため、小規模での開催を検討
- 適任者確保以外にも、地域における保護司活動への理解を深めるという効果
ただし、保護司適任者情報を得る協議会が、保護司推薦の可否を判断する協議会になっている地区もあり、協議会の趣旨を改めて周知する
- 自治体職員を保護司として委嘱、自治体職員の役職指定で保護司として委嘱しているところもある

協議事項 2	主な意見
保護司への支援について	<ul style="list-style-type: none">・ 保護司会の活動も重要であるが、昼間働いている保護司にとって負担となっている。活動方法を柔軟にするなど、仕組みを考えてもらいたい。・ 保護司活動への経済的負担の軽減を検討してもらいたい。

協議事項 区市町村との連携体制について

犯罪をした者等の中には、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、都、区市町村による各種住民サービス等による支援につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要

地方再犯防止推進計画について

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年施行）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画（※）を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない

※再犯防止推進計画...平成29年12月15日閣議決定。政府が今後取り組んでいく施策について記載

☞国においては、「再犯防止推進計画加速化プラン」により、令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援（令和3年4月1日現在、188団体策定）

都内区市町村の策定状況

10/62 区市町村
（令和3年8月現在）

【区部】千代田区、大田区、中野区、豊島区

【市部】八王子市、府中市、国分寺市、福生市、武蔵村山市

【町村部】瑞穂町

※政策的に関連の深い他の計画等（地域福祉計画や防犯に関する計画等）と一体のものとして策定しているものも含む。

区市町村における再犯防止等の推進に向けた取組状況

（令和3年4月1日現在）

区市町村の計画策定進捗状況	自治体数	備考
① 策定済み	9	
② パブリックコメント手続中（終了している場合を含む）	1	令和3年8月時点策定済
③ 関係機関等との協議会等で検討中	5	
④ 庁内で策定に向けて検討中（協議会等の設置予定を含む）	8	
⑤ 庁内で策定の可否を検討中	10	
⑥ 現時点で策定予定なし	29	

→令和3年6月から区市町村再犯防止所管課等に対し、個別に取組状況や課題等の聞き取りを実施
（令和3年7月末時点 49自治体）

計画策定を進める上での主な課題や状況

- 再犯防止推進計画の所管部署が決まらない、庁内調整がなかなか進まない自治体がある
- 新型コロナウイルス感染症対策等その他の課題を抱えており、再犯防止推進のためのマンパワーが不足
- 庁内における再犯防止に関する理解が進んでいない

区市町村における再犯防止等の推進に向けた取組状況

区市町村の事業実施状況

- ・ 社会を明るくする運動
- ・ シンポジウムや講演会等による広報・啓発活動
- ・ 面接場所の提供など保護司活動への協力・支援
- ・ 地区保護司会への補助金等の財政的支援
- ・ 制度の普及啓発や、公共調達を受注機会等による協力雇用主への支援
- ・ 保護観察対象少年の雇用 等

区市町村では、地域住民に身近な存在として、就労支援や福祉サービス提供などの取組を行っている

各種事業を進める上での課題

- **再犯防止等を推進していくための、統計データ、支援すべき対象者、協力雇用主等の情報が不足**
- **地域社会においても再犯防止に関して理解や気運が高まっていない**

【参考】令和2年度 犯罪お悩みなんでも相談の実績

※令和元年度は「高齢者よろず犯罪相談」として実施
（令和元年7月1日～12月27日）

万引きなどをしてしまう高齢者（概ね65歳以上）本人、又は家族など、高齢者に関する犯罪について悩みを持つ方を対象として実施

○受付期間・時間

令和2年5月19日（火）～10月31日（土）（祝日・休日を除く）
午前9時～午後5時

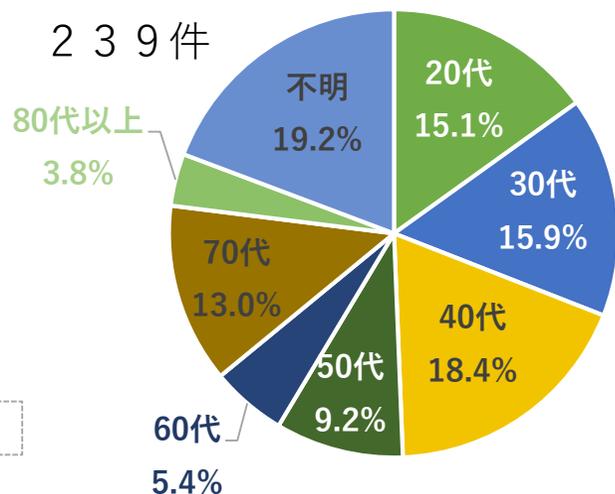
○相談対象

都内在住で、万引きなどの犯罪行為をしてしまう本人、又は家族など、犯罪に関する悩みを持つ方

○方法

電話により、社会福祉士や精神保健福祉士が相談を受け付け必要に応じて来所相談等、対面による面談も実施

○件数 239件



N=239

■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代以上 ■ 不明



「犯罪お悩みなんでも相談」という分かりやすい名称で、「犯罪に関する相談を受け付けている」ことを明確に周知・広報したことで、令和元年度「高齢者よろず犯罪相談（※）」と比べ、相談全体に占める“犯罪に関する相談”の割合が増加しました。

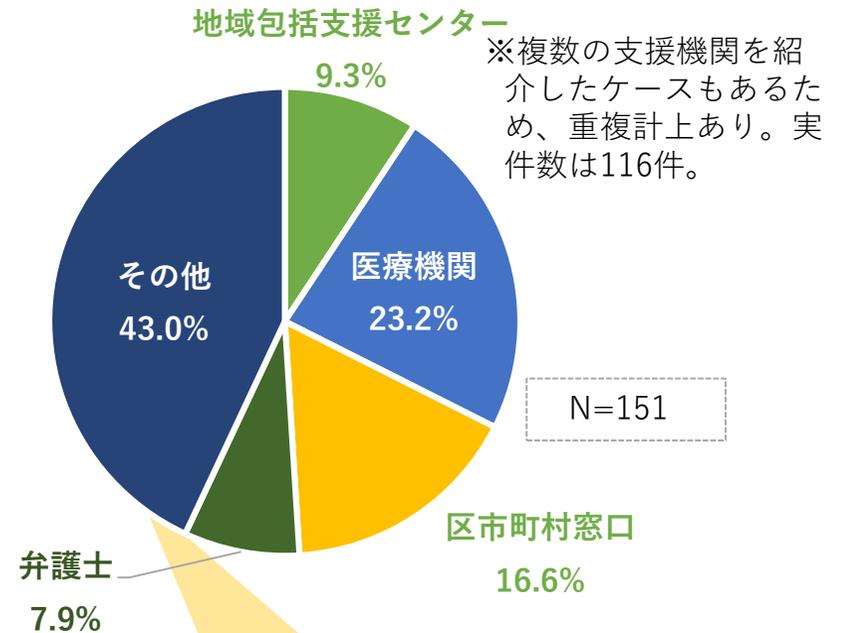
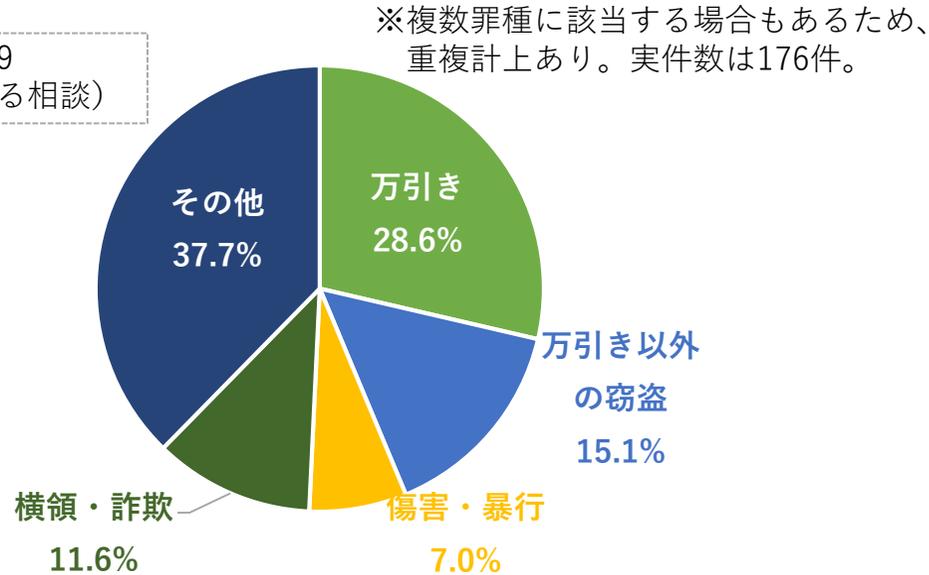
令和2年度は対象年齢を拡大して相談窓口を設置し、幅広い年齢層のお悩みに関する相談が寄せられました。

令和2年度 犯罪お悩みなんでも相談の実績

○紹介した支援機関等

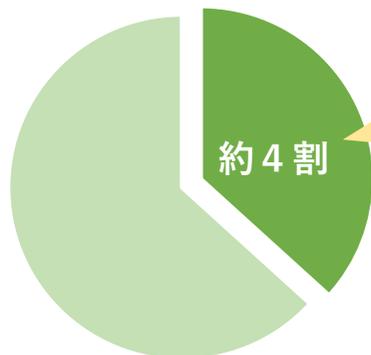
○相談にかかる犯罪の種類

N=199
(犯罪に関する相談)



○地域とのつながり

(H30～R2年度)



3年間を通じて見てみると、適切な支援機関等を紹介したケースのうち**約4割**について、地域包括支援センターや区市町村窓口など、相談者や本人にとって身近な地域の窓口を紹介しました。

相談対象者や相談者の状況により、様々な支援機関等を紹介しました。

「その他」としては、精神保健福祉センターやウィメンズプラザ等の都立施設、自助グループ、社会福祉士会の相談窓口、法務少年支援センター等を紹介しました。

区市町村における再犯防止等の推進に向けた取組状況

相談支援体制について

- ・ 区市町村において犯罪に関する相談を受け付ける専門窓口は無い
- ・ 福祉に関する総合相談窓口等で相談を受け付け、相談内容を整理の上、関係部署等につなぐという相談体制
- ・ 福祉部門の高齢者や障害等の各担当部署にて相談を受け付け、各部署間の連携により支援する体制

相談対応拡充を進める上での課題や状況

- **相談対応に関して、犯罪に関する相談を受け付ける専門的知識、ノウハウが無い。
人材の確保が困難**
- **区市町村では犯罪に関する相談を受け付けるにあたって、住民に近いため、本人のプライバシーの配慮や対応する職員の配慮**
- **複合的な要因がからんだケース等への支援に係る関係部署や関係機関との連携**

区市町村との連携強化－地域における再犯防止の推進に向けて－

《課題》

- 区市町村職員や地域住民の理解促進、気運醸成
- 再犯防止を進める上で必要な情報、知識やノウハウの不足
- 区市町村における再犯防止推進体制、相談体制の構築



《検討事項》

- ・ 情報発信や広報啓発の強化
- ・ 再犯防止に関する研修会への区市町村職員の参加促進
- ・ 区市町村との連携を図るための、定期的な連絡会や情報交換の実施
- ・ 国（法務省）、東京保護観察所等との定期的な意見交換
- ・ 犯罪お悩みなんでも相談事業等で得られた知見を活かした各種支援の検討
- ・ 本協議会での「区市町村支援・連携」の観点を踏まえた情報交換、支援策等の検討

協議事項 1	主な意見
<p>区市町村との連携体制について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が再犯防止に関して理解が進むよう、より一層情報発信を行うことが必要。自治体による体温差が著しい。 ・保護司、民生委員、社会福祉協議会、自治体の福祉等の担当者との連携体制の強化について検討してもらいたい。 ・地域の支援者のネットワーク形成ができるような仕組みを作っている例を紹介してほしい。 ・犯罪をした者等に対しては、教育や福祉などの総合的な視点に立った支援が必要。これは被害者支援でも同様。 ・各自治体においては、犯罪そのものへの対応よりも、犯罪をした人等に対する個別の必要に応じた、適切な各種住民サービスを提供することが重要。窓口で犯罪をした人等を拒まないで欲しい。 ・「再犯防止推進計画」の言葉に拘泥する必要はない。地域福祉計画等の中で再犯防止を取り上げることも可能である。